

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第84号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年3月12日 11時30分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路市姫路港飾磨第2区 妻鹿西外防波堤東灯台から真方位219° 3,000m付近 (概位 北緯34° 44.1′ 東経134° 39.7′)	
事故等調査の経過	平成22年5月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第八<sup>かづえい</sup>栄丸、12トン HG2-5535 (漁船登録番号)、個人所有</p> <p>B 漁船 第八<sup>かづもと</sup>和幹丸、4.72トン HG3-40698 (漁船登録番号)、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B なし</p>	
損傷	<p>A 右舷船首部外板に破口</p> <p>B 右舷船首部から船尾部に至る舷縁材脱落</p>	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、姫路港飾磨第2区において、北北東進中、B船は、船長が1人で乗り組み、南西進中、平成22年3月12日11時30分ごろ、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：平穏、潮汐 下げ潮の初期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、姫路港飾磨第2区を北北東進中、船長Aが、適切な見張りを行わなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、姫路港飾磨第2区を南西進中、船長Bが、適切な見張りを行わなかったため、A船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、姫路港飾磨第2区において、A船が北北東進中、B船が南西進中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	